

特定非営利活動法人 Root for Children 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Root for Children という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 大阪府大阪市生野区田島1丁目2番7号 に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を 奈良県大和郡山市西町8番地29 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に子育て世代の保護者を対象としたセミナーや学習機会を提供することにより、子どもの健全な育成を支援する。また子どもに対しても「ミライ塾」などを開催し、より良く生きる力を育み、成長を促す機会を設ける。あわせて、保護者と教職員に教育の重要性を啓発して相互理解を促進し、信頼関係を強化することで、教育を取り巻く環境の改善・向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 子育て支援セミナー・講演会の開催
 - ② 保護者向けの教育・子育てに関する相談・支援事業
 - ③ 児童・生徒対象の「ミライ塾」の開催
 - ④ 学校や教育機関との連携促進事業
 - ⑤ 教職員情報交換会の企画・運営
- (2) その他の事業
 - ① 外部講師によるセミナー・講座の開催
 - ② 企業や団体からの協賛・寄付募集

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

（事業計画及び予算）

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- （1）目的
- （2）名称
- （3）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- （4）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- （5）社員の資格の得喪に関する事項
- （6）役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- （7）会議に関する事項

- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 森田 哲

副理事長 山森 博司

理事 奥田 健次

監事 那須 清志

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 6 月 3 0 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 2,000円
正会員会費 年額 12,000円
 - (2) 賛助会員入会金 1,000円
賛助会員会費 年額 6,000円

役員名簿

特定非営利活動法人
Root for Children

[illegible]

設立趣旨書

特定非営利活動法人 Root for Children

設立代表者 森田 哲

1 趣旨

近年の科学技術の発達、世界に大きな変化をもたらしている。日本の職人技が生み出す高品質の製品は、かつて「メイド・イン・ジャパン」として世界で称賛されたが、最新鋭の機械はそれを「誰がやっても同じ」に変えた。その結果、安い労働力を提供できる国に工場が建てられるようになり、さらにロボット技術の進化や生成AIの登場によって、人間が機械に仕事を奪われる時代が到来した。

そのような未来が見通せない社会の中で、子どもたちにどのような力をつけられればいいのか、家庭でも学校でも不安な気持ちを抱えながら教育がなされているのが現状であろう。また、想定されていた以上に少子化が進む中、教育の重要度はますます大きくなっているが、それに反して教職を志す若者は減少の一途を辿り、教員の質を確保することさえ危ぶまれている。

Root for Children はこの国の第一の資源とも言われる教育の大切さを多くの方々にも再認識していただき、大人が一致して子どもたちを育てる機運を醸成し、子どもたちのより良い育ちを支援することを目的としている。

そのためには、まず大人が学ぶことによって、子どもたちが憧れ、模範となる姿を見せる機会を提供する。また教員についても、情報交換の場を設けることで、互いに専門性を高めるだけでなく、人格的にも成長できる機会を提供したい。

Root for children は「子どもたちを応援せよ」の意であるが、同時に「子どもたちのための根」という含意もある。子どもたちが大きく、真っ直ぐに成長するための大切な根を育てることによって、子どもたちを本当の意味で応援することが、この法人の意図するところである。さらに、私たち一人ひとりが子どもたちをしっかりと支える根でありたいという願いも込められている。また、そのために表面的な教育手法だけに着目するのではなく、人にとって何が幸せかというような根源的な問いを常に意識するという名称でもある。

子どもたち一人ひとりは、大切な役割をもって生まれてきたこと、無条件の限りない価値を持っていることを伝えたい。NPO法人化によって、会計の透明性も担保でき、外部から講師を招いてのセミナーなども安定的に実施できることになる。保護者・教職員をはじめ、教育に携わる多くの人たちを励まし、また子どもたちの笑顔が広がっていくためにも法人化し、多くの方の協力・援助をいただいで活動していきたいと考えた次第である。

2 申請に至るまでの経緯

保護者や教育に携わる人たちが一層前向きに子どもと関わっていただくために、月に一度の「子育てカフェ」を実施したいと考え、令和7年4月に任意団体「子育て支援の会」を設立。令和7年5月に第1回子育てカフェを開催したところ、60名の参加者があり、想定を大きく上回るものとなった。

その後、令和7年6月の第2回子育てカフェは、さらに参加者が増えて85名を数えた。

「子育てカフェ」は、終了後に参加者がくつろいで交流する時間があり、飲み物とお菓子が提供される。その費用は有志の寄付によるものだが、参加者からは参加を有料にして、長期的な継続をすべきとの声が寄せられるようになった。有料にするなら、会計を明瞭にするとともに、今後外部講師を招いての講演会などに発展させたいとの思いからNPO法人の設立を検討することとなり、有志が集まって、特定非営利活動法人格取得のための勉強会を開いた。

令和7年7月には、第3回子育てカフェを開催（参加者76名）するとともに、特定非営利活動法人 Root for Children 設立のための発起人会を開催した。令和7年8月の第4回子育てカフェ開催（参加者60名）を経て、令和7年9月19日、特定非営利活動法人 Root for Children 設立総会を開催するに至った次第である。

初年度事業計画書

成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 Root for Children

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。特定非営利活動に係る事業については、子育てに関する広範な内容の講演会を開催するとともに、子育て世代の保護者や教育関係者の相談を受け、助言などを行う。その他の事業については、教育や生き方に関する専門的な知見を持つ講師を招いての講演会を開催し、子育て支援の一助とする。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 子育て支援セミナー・講演会の開催

【内 容】 毎月1回の「子育てカフェ」を開催

各回ごとにテーマを決めて子育てに関する講演を行う

【実施場所】 東大阪市荒川3丁目27-10 布施キリスト集会所1階ホール

【実施日時】 令和8年1月21日・2月18日・3月18日 各回10時～10時40分

【事業の対象者】 子育て世代の保護者、教育関係者、教育に関心のある方

【収 益】 0円（参加無料のため）

【費 用】 54千円

（参加者に提供する茶菓費用 200円/人 × 50人 × 3回、
運営に関わる人件費 2000円/人 × 4人 × 3回）

(2) 保護者向けの教育・子育てに関する相談・支援事業

【内 容】 原則、毎月1回の「子育てカフェ」の終了後に相談を受ける

【実施場所】 東大阪市荒川3丁目27-10 布施キリスト集会所1階ホール

【実施日時】 令和8年1月21日・2月18日・3月18日 各回10時50分～11時30分

【事業の対象者】 子育て世代の保護者で、子育てなどに関する相談を受ける

【収 益】 0円（無料開催のため）

【費 用】 0円（無償で実施するため）

2 その他の事業

(1) 外部講師によるセミナー・講座の開催

【内 容】 学校現場での生成AIの活用、不登校や発達障害などに関する専門家の講演会

【実施場所】 未 定（東大阪市文化創造館を予定）

【実施日時】 未 定

【事業の対象者】 子育て世代の保護者、教育関係者、教育に関心のある方

【収 益】 28千円（参加費500円 × 参加者数 56人）

【費 用】 28千円（講師交通費20千円 ・ 講師謝礼8千円）

翌年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 Root for Children

I 事業の実施方針

前年度に引き続き、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。特定非営利活動に係る事業については、保護者を対象とした講演会活動を継続するとともに、子どもたちに対しても「ミライ塾」を開催して、楽しみながらより良く生きるためのヒントを提供していく。

その他の事業についても、前年度に引き続き、教育や生き方に関する専門的な知見を持つ講師を招いての講演会を積極的に開催し、保護者の子育てを支援する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 子育て支援セミナー・講演会の開催

- 【内 容】 毎月1回の「子育てカフェ」を開催
各回ごとにテーマを決めて子育てに関する講演を行う
- 【実施場所】 東大阪市荒川3丁目27-10 布施キリスト集会所1階ホール
- 【実施日時】 原則毎月第3水曜日 10時～10時40分
- 【事業の対象者】 子育て世代の保護者、教育関係者、教育に関心のある方
- 【収 益】 0円（参加無料のため）
- 【費 用】 216千円
(参加者に提供する茶菓費用 200円/人 × 50人 × 12回
運営に関わる人件費 2000円/人 × 4人 × 12回)

(2) 保護者向けの教育・子育てに関する相談・支援事業

- 【内 容】 原則、毎月1回の「子育てカフェ」の終了後に相談を受ける
- 【実施場所】 東大阪市荒川3丁目27-10 布施キリスト集会所1階ホール
- 【実施日時】 原則毎月第3水曜日 10時50分～11時30分
- 【事業の対象者】 子育て世代の保護者で、子育てなどに関する相談を受ける
- 【収 益】 0円（無料開催のため）
- 【費 用】 0円（無償で実施するため）

(3) 児童・生徒対象の「ミライ塾」の開催

- 【内 容】 小学生低学年、小学生高学年、中高生に対象を分け、それぞれのグループに対して楽しみながら学ぶ機会を提供する。過去の偉人の物語や生成AIなどのこれからの世界についての話題にも触れて、より良く生きる力を育む。

【実施場所】 複数箇所
布施キリスト集会所1階ホール、東大阪市文化創造館、
奈良県王寺町リーベルホールほか

【実施日時】 原則毎月第2・第4土曜日 14時00分～15時00分

【事業の対象者】 小学校児童、中学生、高校生、およびその保護者

【収 益】 0円（参加無料のため）

【費 用】 36千円（会場費3千円 × 12回）

2 その他の事業

（1）外部講師によるセミナー・講座の開催

【内 容】 子育てに関する内容のほか、進路選択、国際情勢など多岐にわたる講演会を実施して、保護者・教育関係者の一助とする

【実施場所】 複数箇所

布施キリスト集会所1階ホール
東大阪市文化創造館
奈良県王寺町リーベルホールほか

【実施日時】 未定（当該年度内で3回実施予定）

【事業の対象者】 子育て世代の保護者、教育関係者、教育に関心のある方

【収 益】 75千円（参加費500円 × 50人 × 3回）

【費 用】 66千円
（会場費3千円 × 2回、講師交通費・謝礼20千円 × 3回）

（2）機関誌の発行

【内 容】 子育てカフェの実施報告のほか、進路選択、国際情勢など全般

【事業の対象者】 正会員、賛助会員ほか、子育てカフェに参加された方

【収 益】 0円

【費 用】 0円（PDFファイルとして、メール添付で配布するため）

(定款にその他の事業が掲げられている場合の活動予算書)

初年度活動予算書

成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 Root for Children

(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員入会金	30,000		30,000
正会員会費 (4ヶ月分)	60,000		60,000
賛助会員入会金	7,000		7,000
賛助会員会費 (4ヶ月分)	14,000		14,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
外部講師によるセミナー・講座の開催		28,000	28,000
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	111,000	28,000	139,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	24,000	8,000	32,000
人件費計	24,000	8,000	32,000
(2) その他経費			
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	0	20,000	20,000
その他経費計	30,000	20,000	50,000
事業費計	54,000	28,000	82,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
その他経費計	0		0
管理費計	0		0
経常費用計	54,000	28,000	82,000
当期経常増減額	57,000	0	57,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	57,000	0	57,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			57,000

(定款にその他の事業が掲げられている場合の活動予算書)

令和8年度活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 Root for Children

(単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員入会金	10,000		10,000
正会員会費	240,000		240,000
賛助会員入会金	3,000		3,000
賛助会員会費	60,000		60,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
外部講師によるセミナー・講座の開催		75,000	75,000
5. その他収益	0		0
受取利息	0		0
経常収益計	313,000	75,000	388,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	96,000	30,000	126,000
人件費計	96,000	30,000	126,000
(2) その他経費			
会議費	156,000	6,000	162,000
旅費交通費	0	30,000	30,000
その他経費計	156,000	36,000	192,000
事業費計	252,000	66,000	318,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
その他経費計	0		0
管理費計	0		0
経常費用計	252,000	66,000	318,000
当期経常増減額	61,000	9,000	70,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	9,000	△9,000	0
当期正味財産増減額	70,000	0	70,000
前期繰越正味財産額			57,000
次期繰越正味財産額			127,000